

## 令和8年度高知県特定健診受診勧奨委託業務公募型プロポーザル審査要領

令和8年度高知県特定健診受診勧奨委託業務に関するプロポーザルの審査に関する事項を次に定めます。

### 1 審査の対象となる事業者

審査は、次の各号をすべて満たす事業者を対象に行います。

- (1) 別途定める「令和8年度高知県特定健診受診勧奨委託業務プロポーザル募集要領」(以下、「募集要領」という。)に規定する資格要件を満たす参加者
- (2) 募集要領に規定する期限内に、必要な書類のすべてを提出した参加者
- (3) 募集要領により、適正に書類を作成した参加者

### 2 審査の項目及び点数

審査委員一人当たりの総合点数は140点とし、審査項目と審査項目ごとの配点は次のとおりです。

- (1) 特定健診の受診勧奨に関する広報業務
  - ・コンセプト(20点)
  - ・訴求性(15点)
  - ・独自性(20点)
  - ・スケジュール(10点)
- (2) 39歳に対する特定健診受診への意識啓発事業
  - ・コンセプト(20点)
  - ・訴求性(15点)
  - ・独自性(20点)
- (3) 体制面等
  - ・実施体制(10点)
  - ・経費(5点)
  - ・実績(5点)

### 3 審査委員会

参加者から提出された企画提案書に基づきプレゼンテーションを行う審査委員会を開催します。

- (1) 日時、場所
  - 令和8年3月26日(木)午後1時15分～(予定)
  - 場所: 高知県保健衛生総合庁舎 1階中会議室(高知県高知市丸の内2丁目4-1)
- (2) プレゼンテーション
  - ① プレゼンテーションの時間は1者20分とします。
  - ② 順番は別途お知らせします。
  - ③ 各社のプレゼンテーション終了後、審査委員からの質疑の時間を設けます。

### 4 審査の方法

- (1) 審査委員会では、提出された企画提案書と、審査委員会におけるプレゼンテーションに対する審査を行います。
- (2) 各審査委員は、プレゼンテーションと質疑の終了後、別途定める「審査基準」に基づいて審査を行います。

- (3) すべての参加者の審査が終了したときには、各審査委員の審査結果を集計後、候補者と次点者を決定します。
- (4) 審査の結果、最高点の者が同点で2者以上ある場合は、経費見積が安価な者から順に候補者と次点者を選定します。
- (5) 上記(3)、(4)にかかわらず、(審査委員による平均の総合得点が84点未満)の場合は、候補者又は次点者として選定しません。

## 審査基準

	審査の項目	審査の視点	配点
特定健診の受診勧奨に関する広報業務	コンセプト	・事業目的を的確にとらえた提案となっているか ・受診率向上を促す提案内容となっているか	20
	訴求性	・受診対象者に対し訴求性のある内容で効果的に啓発する内容が提案されているか ・特に40歳台に対し訴求性のある内容で効果的に啓発する内容が提案されているか	15
	独自性	・ランディングページの作成を含め、本県の県民性や課題を踏まえたうえで、受診勧奨を促すデザインの工夫がなされているか	20
	スケジュール	・年間を通じて適切で効率的なスケジュールとなっているか ・6月～7月及び10月～11月の時期を考慮して広報できているか	10
39歳に対する特定健診 受診への意識啓発業務	コンセプト	・事業目的を的確にとらえた提案となっているか ・受診率向上を促す提案内容となっているか	20
	訴求性	・特定健診対象前世代(39歳)に対し訴求性のある内容で効果的に啓発する内容が提案されているか	15
	独自性	・本県の県民性や課題を踏まえたうえで、受診勧奨を促すデザインの工夫がなされているか。	20
体制面等	実施体制	・業務を遂行するための職員の配置は適切か ・個人情報保護の体制が整っているか	10
	経費	・費用対効果を考慮した提案であり、積算の内訳は適切であるか	5
	実績	・本業務に類する事業で受診率を向上させた実績があるか ・本業務を遂行できるだけのノウハウを有しているか	5
合計			140